

### 1) 厚生労働省の研究・調査に先行して、府独自に規制することの是非

・「加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、……現時点で、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」という国の見解。

国は今後も研究や調査を継続（※国の「当分の間」という経過措置の期間の目途は不明）

⇒ 「健康影響の予測が困難」という状況を踏まえて先行して規制をすべきか、研究・調査の結果を待つべきか

#### < 論点 >

#### ○ 先行して府独自の規制を行う場合

- ・将来、「健康被害がある」という研究結果が出たとしても、府民の将来の健康への影響を完全に防止できる。
- ・一方で「無視できるほど健康影響が小さい」という研究結果が出た場合、規制解除（条例改正など）が必要。その間、府の条例で、健康影響が小さいものについて、「健康影響がある可能性」という理由で規制していたことになる。

# 加熱式たばこにかかる検討のポイント

## 2) 府独自に規制することによる影響の検討

・健康増進法における加熱式たばこに対する経過措置(当分の間の措置)は、飲食店のみでなく、学校等以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶、鉄道(資料1-1 P.6の厚労省資料「B」の施設等)も対象としている。

⇒ 府独自に規制を行う場合には、飲食店以外の船舶や鉄道、その他の施設に対する影響についても考慮する必要がある。

### <論点>

#### ○圏域内のみの規制による実効性

船舶や鉄道など交通機関の取扱い

・船舶や鉄道は、府域をまたいで運航されており、対策の実効性の確保が困難

例) 大阪港を出港した九州行の旅客船において、府域では「加熱式たばこ専用の喫煙室」で喫煙しながら飲食することは「不可」だが、兵庫県域に入った瞬間に「可」となる。

#### ○遊技施設等の経営への影響

パチンコ店やマージャン店などいわゆる遊技施設における経営への影響

⇒ 1)、2)を踏まえ、加熱式たばこを法準拠とするか、府独自に規制するか